

食品寄附等に関する官民協議会（第二回）議事要旨

日時：令和6年9月5日(木)10:00～12:00

場所：中央合同庁舎4号館 12階共用1208特別会議室

及びオンライン

出席者：

(構成員)

荒川 隆	一般財団法人 食品産業センター 理事長
梅津 英明	森・濱田松本法律事務所（ニューヨークオフィス）パートナー
兼澤 真吾	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 持続社会部 研究員
工藤 拓	一般社団法人 日本加工食品卸協会 SDGs分科会座長
窪田 望	株式会社クリエイターズネクスト 代表取締役
桑原 信人	草加商工会議所 青年部会長
郷野 智砂子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
小林 富雄	日本女子大学家政学部 教授
小山 遊子	日本チェーンストア協会 環境委員会委員
芝田 雄司	公益財団法人 日本フードバンク連盟 政策担当
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 副会長
鈴木 一十三	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 環境委員会委員長
袖野 玲子	芝浦工業大学システム理工学部 教授

大熊 拓夢	オイシックス・ラ・大地株式会社 コーポレートコミュニケーション部 部長 (公益社団法人 経済同友会 副代表幹事 高島宏平構成員代理)
古澤 勉	岩手県資源循環推進課 総括課長 (全国知事会 農林商工常任委員会 委員長 達増拓也構成員代理)
楯 美和子	一般社団法人 日本経済団体連合会 消費者政策委員会企画部会長
田村 清敏	一般社団法人 日本フードサービス協会 理事・事務局長
平野 覚治	一般社団法人 全国食支援活動協力会 専務理事
藤本 哲弘	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 事務局長
水野 一正	公益社団法人 日本食品衛生協会 理事
村尾 芳久	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 事務局長
望月 文太	PwC 税理士法人 パートナー
湯浅 誠	認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ 理事長
米山 廣明	一般社団法人 全国フードバンク推進協議会 代表理事
渡辺 達朗	一般社団法人 サステイナブルフードチェーン協議会 理事
(政府側)	
消費者庁	吉岡次長 井上審議官 食品ロス削減推進室 田中室長

消費者教育推進課 黒田課長

農林水産省 大臣官房（兼消費・安全局） 坂田審議官

大臣官房 新事業・食品産業部 小林部長

環境省 環境再生・資源循環局 村井課長補佐

厚生労働省 健康・生活衛生局 三木食品監視分析官

社会・援護局 金原課長

法務省 民事局 笹井参事官

経済産業省 消費・流通政策課 金課長補佐

デジタル庁 大塚参事官

※こども家庭庁 支援局 宮崎企画官、飛騨市長（全国市長会 社会文教委員会 委員長）都竹淳也構成員、山口県和木町長（全国町村会 政務調査会経済農林委員長）米本正明構成員は本日欠席。

（五十音順、敬称略）

議事概要：

■ 食品ロス削減推進室田中室長冒頭挨拶

■ 議事(1)「食品寄附ガイドライン案について」

- ・ 事務局から、資料1の内容について説明があった。
- ・ 各構成員より、以下の発言があった。
 - － （渡辺構成員）このガイドラインは、食品寄附を増やしていくためのものであり、食品寄附で免責が適応されない場合には、本ガイドラインで担保することで食品寄附を促進しようとするものがあるが、食品寄附の拡大には、既に行われていること以上に何をするかが重要であると考えている。私自身は起草WGにも参加しており、そこでも議論として申し上げていたものから、論点として絞って取り上げるべきところを3点挙げる。

- 1点目として、寄附が進まない理由には、寄附者側において配送費や保管費、保険の負担をどうするか、という問題があると思われる。ガイドラインの原案では、寄附者側が負担するという表現であったが、そこから議論を重ね、現在のガイドライン案では、どちらが負担するか調整をするという表現になっている。その下に、寄附者側では損金算入が認められている旨が書いてあるが、これについて、制度自体はあるものの、実際には損金算入できていないケースもあり、寄附の促進を行う上では、その要因を究明していく必要があると感じた。

2点目として、賞味期限商品（＝利用可能な期間が比較的長い常温加工品）の商品と、消費期限商品（＝利用可能な期間が短い日配品や生鮮品）のうち、賞味期限商品では寄附が進んでいるが、消費期限商品では寄附があまり進んでいない現状がある。一方で、受益者側では消費期限商品の需要が高く、どのようにして寄附を促進するかは焦点の一つであると考えている。賞味期限については消費者庁でも別途議論を進めている段階とのことだが、その進捗状況についても教えていただきたい。

3点目として、トレーサビリティをどこまで確保するかについてと、同意書や合意書をどういう形で結ぶかについては重要な問題であり、DX分科会でも議論されている点である。トレーサビリティについて必要以上に細か情報の記録を求めることは、寄附の阻害要因になりかねない。また、常温加工食品など大きく動かす商品についてはDXで対応できると思われるものの、日配品や生鮮品といった地域ごとに細かく対応されている商品では、DXの活用について議論が必要であると思われる。

⇒（事務局）1点目のご意見について、寄附促進の観点から免責制度を検討してきたが、法制化までは至らなかった経緯がある。そこで、まずは社会的信頼性、特にフードバンクと寄附を受ける側の信頼性を向上させる目的で、昨年12月の施策パッケージをもとにガイドラインを策定する流れができた。免責に関して、まずはガイドラインで食品寄附そのものが日本においてある程度促進された後に、法制化を進めることを明記している。ガイドラインを作成した後で、信頼できるフードバンクの特定と認定をする仕組みを構築し、その先に免責があることをご理解いただきたい。ただ、ガイドラインを用いて食品寄附を促進させるには、配送費の問題や保険、あるいは損金を活用できていないこと等の寄附が進まない理由が多々あることは認識している。配送費の問題については、寄附する側が配送する場合と、フードバンク自らが取りに行く場合があり、ガイドラインの整理としては相互に調整していただくこととしている。一方で、配送費については、資源提供者にも参画いただくことをガイドラインでは考えている。欧米では資源提供者が充実しており、フードバンクの配送に関しても高い能力を有している状況である。損金に関しては、損金算入が煩雑であることが活用に至ら

ない要因の一つかと思うが、廃棄した場合においても損金算入が可能という中であえて寄附をしていることに対し、インセンティブをプラスすることで、損金算入制度を活用してもらいたいという思いがある。農林水産省と消費者庁で連携し、多くの事業者からご意見をいただくことで、損金算入の活用が寄附の促進に繋がることを目指したい。損金算入は税制的にも活用できる制度であり、ガイドラインの中にはしっかりと記載していきたい。

2点目のご質問について、賞味期限の在り方については消費者庁で検討会を立ち上げて議論をしているところである。賞味期限、消費期限に関する現行のガイドラインは平成17年に作られた古いものであり、賞味期限自体の在り方、あるいは賞味期限が到来したものの在り方については、検討会の中でしっかりと議論をして答えを出していきたい。概ね年内を目途に、構成員にもある程度の内容をお示しできればと考えている。一方で、消費期限に関しては、期限が過ぎてしまった場合には食すことが望ましくないが、生鮮品などの消費期限が短いものは栄養面から受益者の需要が強いため、小売店舗等における寄附の促進にターゲットを当てる必要があると考えている。小売店舗等の寄附への参画については、消費期限が短い商品における物流の問題のほかに、冷凍冷蔵品における配送上の問題も出てくると思われるため、取扱いについても議論をしていきたい。

3点目のご質問について、トレーサビリティは企業からの大口の寄附を進めたいという観点に基づくものであり、農産品等の小口の商品については必ずしもDXを用いることがベストではないと考えている。小口の商品の扱いについては様々な選択肢を用意することでトレーサビリティの確保を進めていきたいと考えており、ガイドラインにおいてもDXを活用することが前提であるという表現にはしない予定である。一方で、大口の寄附においては、トレーサビリティの確保にDXを活用することが有効であるという整理をしていきたい。

- （小林部長）食品寄附をさらに拡大する上では、配送費や倉庫代等を誰が負担するのかがボトルネックになっていると思われる。この問題の解決において、寄附側（食品関連事業者）と受け手側（フードバンク等）といった従来の関係者だけで解決できる部分は限られており、フードバンク等の資金面や人材面、ロジスティック面を支援する事業者の参画を増やして支援の裾野を広げる必要があると考えている。今回のガイドライン案で、資源提供者の概念が明確に示されていることは大きな前進であると考えている。一方で、資源提供者の役割や責務については総論的な記述に留まっており、もう少し踏み込んだ具体的な内容にするべきであると考えている。例えば、問題になっている配送費のほか、バックラインやフロントラインの方々の体制強化に繋がるものとして

保険等の支援においても記述するのが良いと思われる。資源提供者に何が期待されているのかと、何をすべきなのかについて、ガイドラインのなかで明確に記述すべきである。様々な業種の事業者が資源提供者としてご参画いただき、食品以外のモノやサービスについても無償提供が拡大することが重要であると考えている。

⇒（事務局）食品寄附において、資源提供者の方々は大きいキーパーソンである。日本では、欧米に比べて資源提供者が少ない状況であり、ガイドラインでは資源提供者の動きを促進させるべく、記載ぶりを検討していく。配送費や倉庫代については国でも一部の支援をしているが足りていない状況であり、民間の力を借りて取組むことがベターであると考えている。寄附者に配送費をご負担いただくのはかなりの負担となる一方で、フードバンク自らが取りに行く、あるいは物流を活用することも課題があると理解している。誰が配送費を負担するかについては資源提供者に期待するところも大きく、ガイドラインの中での整理を検討していきたい。

- （鈴木一十三構成員）構成員の事前コメントにて提出していた 23 項目は、各関連事業者が安心して食品寄附等に取り組む、拡大していくモデルづくりを意識した意見であった。特に、食品寄附者の立場ではアレルギーや保険関連、受益者の立場では煩雑な申し込み方法等が食品寄附を妨げる要因になり得ることを危惧している。ガイドラインの活用は、どの関連事業者にとってもプラスアルファのオペレーションになる可能性が高いため、そこを配慮の上、受け入れられやすいガイドラインにしていくべきと考えている。また、ガイドライン策定と並行して、免責などの法整備や税制優遇を進めていくほか、食品以外の費用に関する問題への対応として、第三者からの寄附を促進する運動等も検討するべきと考えている。

⇒（事務局）いただいた 23 項目については、ガイドラインの中でも反映をしていきたい。受け入れやすいガイドラインにすることについては、様々なステークホルダーにとって実行性が高いものとなるように、ステークホルダーごとに項目を立ててガイドラインを整備していきたいと考えており、そのためにガイドライン内で重複する部分もあり、ボリュームのあるものになっているが、活用する側からすると自分が関与するところのみを読めばよく、分かりやすいという意見もあるため、今回はこのような構成にしている。いずれにしても活用のしやすさについては今後も留意をしていきたい。免責については、まずはガイドラインを運営し、その先で認定制度を検討し、さらにその先で免責制度、あるいは損金やそれ以外の税制優遇についても検討していきたいと考えている。

- （小山構成員）日本チェーンストア協会の会員企業でも食品寄附を広げていきたいと

いう思いはあるものの、物流面での問題や少量多品目になっているところがボトルネックになっている。今回のガイドライン案では、必要な記録管理を行うことや、権利が小売に移ったとしても、NB 商品に関してはメーカーと協議することが求められていることなど、さらに煩雑な手続きが必要になっていることが見受けられたため、食品寄附を広げるという観点では、免責のリスクがどこに存在するかを払拭できない限り難しい問題であるため、再考いただきたい。また、フードドライブを行っている企業も多数あるが、ガイドライン案では個人からの申込書やリストの記入等についても求められており、これまでよりも作業が増えるということになり得るので、こちらについても再考いただきたい。損金算入については、試みたものの煩雑で諦めたケースもあったため、制度の周知を行うこと等を検討いただき、どこがボトルネックになっているかを考慮していただきたい。

⇒（事務局）会員企業の物流面での問題については、構成員からいただいている問題とも共通しており、ガイドラインの中ではかなり配慮した形で記載していきたいと考えている。物流面での問題では、寄附者側と受け手側で調整することが重要になると考えた記載にしている。ガイドラインによって作業が煩雑になるという問題については、政府としても損金算入等制度の活用を進めるべく、丁寧な説明をしていきたいと考えている。また、どこにどのようなリスクがあるのかを整備して欲しいという意見については、ガイドラインの中で安全管理や衛生管理等の様々な面で整理をしたうえで、各ステークホルダーのリスクに対する対応としても整備をしていきたいと考えている。

- （窪田構成員）API の実装において重要であるのはリアルタイム性の確保であり、裏側にあるデータベースの入力の手間が多いと、結果として食品の賞味期限が実質的に短くなることに繋がると考えられる。そのため、ガイドラインでは、UI/UX の改善や現場のリサーチを入念に行い、入力の手間をいかに減らすかという観点を盛り込んでほしい。食品寄附が誰にどのくらい必要なのかについて、人だけで考慮、計算することは現場にとって膨大な負担であり、需要予測 AI の導入等が必要になるのではないかなと思うが、実際に現場で AI の費用を払うことは難しく、需要予測 AI の補助金の検討も必要になるのではないかと感じた。また、データベースを善意で入れていたものの、記載を間違えてしまう可能性もあるほか、データベースを活用した先の AI で元のデータが間違っていたことに由縁して AI が判断を間違えてしまう可能性もあるため、社会実装のためには技術の向上の土壌として、こういったケースでの免責についても検討する必要がある、これまで議論してきた免責の範囲を拡張する議論が必要だと感じた。

⇒（事務局）API の活用に関しては、DX 分科会において実際に API を活用した実証モデルをやってみたいと考えている。そこで様々な課題が出てくる想定であり、データ

ベースの入力の手間に関する問題も含めて実証の中で整理をしていきたいと考えている。需要予測 AI について、フードサプライチェーンの中では進んでいる現状であるが、一方で食品寄附においてどの程度活用できるかは、今後の課題の一つと考えている。食品寄附の実態として、需要に対して供給が追いついていない状況であり、どういったものにどういった需要があるのかについて、AI で予測できるようになれば、食品寄附の取組として大きな前進になると考えられる。また、そのような実証ができる流れがあれば、補助金についても今後検討していけると考えられる。データベースの入力の誤りによって、なんらかの損害が生じるという課題については、そのような場合の免責については今まで議論がなかった部分である。DX を進めるにあたっては、考慮すべき事項であるため、免責に関してこれから民事の観点で様々な検討をしていくが、その中での一つの項目とさせていただきたい。

- （楯構成員）法的な助成支援として休眠預金の活用が記載されている点に関連して、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）の活動を紹介させていただきたい。JANPIA は休眠預金などを原資として、こども食堂やフードドライブ等の団体の助成や伴走支援等を展開し、これらの団体と企業とのマッチング支援を実施している。ガイドラインにおいても、JANPIA についてコラムでの紹介やサイトの記載を行うことを通じて、有効に活用いただけるように周知していただきたい。食品寄附の促進に向けて、実行性の高いガイドラインが策定されるよう、期待している。

⇒（事務局）現在も休眠預金を活用している団体がいくつかあり、ガイドラインのなかでも紹介していきたい。ガイドラインでは、様々なステークホルダーが実際に活用できる制度を紹介することを検討していく。

- （湯浅構成員）配送費の負担や損金算入に関する問題では、色々な意見があり、これから調整していくことになると思うが、その時の方向性に関して、こども食堂からみえている情報提供をさせていただきながら、意見をさせていただきたい。まず、全国 9,132 カ所のこども食堂がどのように回っているかについて、昨年試算を行ったところ、総額 73 億で回っていることがわかった。73 億というのは、現金のほか、寄附品も資金換算した金額であるが、そのうち行政からのお金、つまり公金は推定 10 億であった。残りの 63 億は行政以外のお金であり、民間の重層的な支え合いで回っていることになる。農家や企業からの食材の提供があるだけでなく、金融や報道機関等、非常に多様な業種の方達が個人レベル、市町村レベル、県レベル、国レベルで応援している結果、63 億が賄われている現状である。これだけ多くの方達の善意を引き出す求心力がこの活動にはあるということであり、民間による活動には希望があると考えている。配送費の負担や損金算入に関する問題を含めたときに、民間の重層的な支え合いと地域のな支

え合いの地産地消と呼んでいるが、このような方向性をもっていただきたい。その考え方としては、痛み分け、三方よしであることと思うが、これは社会保障の根底にある考えはスウェーデン語のオムソーリ（幸せと悲しみの分かち合い）とも共通である。食品を提供する事業者にも負担があり、こども食堂を実施する団体にもボランティアに自分のリスクとリソースを割いてやっており、その方達に加えて、地域の様々な個人、事業者、自治体等がそれぞれに一部を負担することを通じて、三方よしの世界を実現することを方向性として、多くの方達の参加を促進していただきたいと考えている。

2点目として、こども食堂の章のなかで、食品衛生に関して、こども食堂あんしん手帖のことが言及されているが、それ以外に2018年に厚生労働省が出している通知についても、言及いただきたい。また、食品事業者側からは、こども食堂をより安全、安心な場にして欲しいとの意見があり、参加している地域の方達も同意見である。一方で、あまりハードルを上げすぎると、個人で運営しているこども食堂が潰れてしまうことになり兼ねず、保険や衛生管理については現実的なラインを引きながら、全員で支え合う方向性で調整いただきたい。

⇒（事務局）こども食堂に関して、総額73億円が回っており、うち63億円が民間の重層支援であるという非常に貴重な情報をいただいた。資源提供者として民間の力を活用していくことは、食品寄附において非常に重要な項目であり、こども食堂の実態を踏まえ、資源提供者の方達の取組促進についてもガイドラインで触れさせていただくようにした。また、こども食堂における食品衛生については、こども食堂あんしん手帖に加えて、厚生労働省の2018年のガイドラインも非常に重要な項目であると認識している。ハードルが上がりすぎないようにするべきというご意見については、厚生労働省のガイドラインでも、配慮の上検討されてきた経緯があるため、参照していきたい。

- （梅津構成員）ガイドラインに記載されている、契約書や合意書について、ひな型を添付するのであれば、この機会にしっかりと関係者で議論を行い、各立場の関係者が納得できる標準的なものとして、寄附をする側も受ける側もそのまま使えるような体裁に整えるのが良いと感じた。というのも、毎回交渉を経たうえで合意書を結ぶことや、交渉後の何十種類もの合意書の内容を常に把握し、管理することは大変であり、トランザクションコストがかかり全体的なコストも増大するほか、契約書等に普段から慣れていない方については意図せず思わぬ内容で合意してしまうことも考えられるため、ガイドラインに記載するひな型は標準的なものにし、可能な限りそのまま使われるような形に仕上げるのが良いと感じた。

⇒（事務局）ガイドラインでは、まさにひな型として、原則これを使ってもらえればトラブルが生じず、共通して皆様に使ってもらえるものを目指していた。ひな型は食品寄附の促進にも繋がるものであり、官民協議会の場で多くの皆様からご意見をいただいているので、ひな型として活用できるようにしっかり整理をしたうえで、最終的なガイドラインの取りまとめに向けて進めていきたい。

- （大熊様）1点目として、ガイドラインによってどのような問題を解決しているかを最初に明記をしたほうがよいと感じた。実際の運用においても、ある問題に対して、ガイドラインで解決できるかどうかを検討するフェーズがあると感じた。

2点目として、現在、オイシックス・ラ・大地株式会社では、約60社の食品企業にご協力いただいたうえで、約28,000世帯を対象に一人親への食品支援をしており、その事務局を行っている。その支援先の中での成功事例として、埼玉フードパントリーネットワークという約70団体でネットワークを構築しているものがあり、そこでの冷凍品における事例について情報提供したい。ネットワークでは、約10か所の中間拠点を埼玉県内に設置しており、その中間拠点を70団体が共通して利用する仕組みになっている。冷凍品が企業で余る場合には、非常に多数になることが多く、ご相談いただいた後、受けられる中間拠点を繋げて、企業から直送いただき、その後、70団体に配布するような流れとなっている。そのため一品ずつの送料の支援も重要かとは思いますが、今回のようなケースでは、中間拠点を支援することで一品ずつの送料も安くなるため、検討いただきたい。

3点目として、まさに先週あった事例だが、九州地域の台風により配送会社が荷受けできなくなる事態が発生した。これにより商品が倉庫に1,000箱以上戻ってくることとなったが、普段から付き合いのあるフードパントリーやフードバンクに相談の上、全て引き取ってもらうことができた。企業側では仕組み的に出てしまう平時のフードロスと、突発的に出てしまう有事のフードロスがあり、後者では寄附先の団体を見つけるまでのスピードが重要であるため、寄附先を知っていることが、商品が寄附されるか捨てられるかの分かれ道になると考えている。そのため、スピーディに受け取ってくれる寄附先のリストについての情報共有ができていることは重要だと感じた。

⇒（事務局）1点目のガイドラインがどのような問題を解決できるのかを明記するという意見について、このガイドラインの読み手の方達がガイドラインを遵守することで自分たちにどういった利点があるのかを分かりやすく記載するべきと考えているため、検討していく。

2点目について、冷凍品のロスでは多数になる場合があり、受け手側が上手くいかない

ことがあると聞いているが、今回の事例は非常に上手くいった例だと感じた。このような優良事例については、積極的に公表しつつ、同様の取組が進むようにしていきたいと考えている。

3 点目について、突発的に発生したものについてスピーディに寄附をしていくには、認定制度の話のほか、ベース・レジストリ化も図っていききたいと考えている。どこにどのような団体があるかについても、整理をしたうえで公表していききたいと考えており、さらにその団体がどのような管理レベルにあるのかについても公表していききたいと考えている。そのような団体とのマッチングについては、国としても考えていきたい。スピーディさを求める際に、DX を活用するのがよいのか、もしくは従来通りのマニュアルでの対応がよいのかは、それぞれのパターンに応じて対応できるように汎用性のあるガイドラインにしていきたいと考えている。マッチング支援については、官民協議会でもご意見をいただきつつ、WG の取組状況も踏まえて進めていきたい。

- （工藤構成員）ガイドラインの活用のしやすさという観点では、ページが 100 ページ以上と多く、使いづらいと感じた。例えば、28 ページ以降の各当事者の項目については、別冊で整理する形式でも良いと感じた。

2 点目として、流通関係者から寄附する際にどこに寄附をすればいいのかの相談を受けることが多く、寄付先を探す方法についてもガイドラインで提示すると良いと思った。

3 点目として、以前の資料で容器包装以外の表示ルールを検討していた話があったと思うが、崎陽軒のシュウマイで原材料の表記でホタテの記載順が違うだけで大量の廃棄があったケースがあったほか、業務用食品を廃棄するときに、業務用食品の表示が一般の食品と違って一括表示がないために寄附ができないことがあったため、検討をお願いしたい。

4 点目として、少量多品目の寄附については、日本加工食品卸協会でも取り扱うことが多い。例えば展示会商品の寄附や期間限定のイベントの商品の寄附等で、急いで寄附する必要があった場合に、ガイドラインには様々な情報伝達について記載があるが、煩雑な手続きをしている時間がないため、その場合の緩和的な対応についても検討をお願いしたい。

⇒（事務局）1 点目、2 点目について、ガイドラインのページ数が多いという認識はあったが、読み手側の方々が活用しやすいように、チェックリスト形式にしていくことも考えている。本文は参考として読みつつも、実際にガイドラインを活用する際にはチェックリスト方式によって自分たちの管理状況を確認できる構成にしていきたいと考えている。

3 点目について、容器包装以外の表示の方法に関しては、食品表示法に基づく食品表示基準の改正が必要になるが、検討を進めていく。特に、寄附における表示では、実際の現物表示を修正する方法や、表示がない場合でも別途違う手段によって情報伝達する方法、例えば別のコピーを渡すことや、店頭表示を可能にすることなどが考えられる。そのような具体的な内容についても検討していくことで、表示のないものや業務用食品、表示ミスのある商品についても寄附に回せるような法的整備を検討していく。

4 点目について、大口の寄附では DX の活用もあると思うが、煩雑な作業にならないようにすることが前提であるため、少量小口のものまですべてをデータ化するというわけではない。ガイドラインではそこにも配慮した形にしていきたいと考えている。

- （荒川構成員）1 点目として、複数の方からの意見にもあったが、資源提供者が重要であることについては、全く同意見である。寄附者側として寄附を行っているなかでも、配送費をどう負担するのかは、最大の課題であり、行政を含めた資源提供者の方々の更なる支援が必要であると考えている。

2 点目として、ガイドラインの序章で、義務事項と推奨事項の整理がされているが、義務事項については、現行の法令上の義務事項に限定するべきと感じた。受け手として、法令上の義務事項以外に、通達等で特に順守して欲しいことも義務事項にされていると、混乱が生じると感じた。

3 点目として、認証、認定の仕組みについては、来年度以降の検討課題として考えられているかと思うが、モデル事業と実証事業をこれからやるのであれば、認証、認定の仕組みも含めて実証するべきであると感じた。ただ、時間的に間に合わないのであれば、できるだけ早く検討を進めていく必要があると感じた。

⇒（事務局）1 点目の資源提供者については、先程から議論が出ているとおり、配送費は一部で行政支援もしているが、ガイドラインでは民間の力を活用することを前提に検討していきたい。欧米の状況も踏まえると日本もその方向に進んでいくと考えている。

2 点目について、義務事項に関してはこれからも整理を進めていかななくてはいけない部分と認識している。法令上の義務に限定するべきというご意見については、ガイドラインでは信頼できるフードバンクやこども食堂等になっていただくために是非やっていただきたい部分があり、ガイドラインの中では、しっかりやってほしいという意味で義務事項として記載をしているが、義務という書き方が法的に決められているものであり、守らなければペナルティがあるという誤解が生じる可能性もあるので、書き方については検討していきたい。

3 点目について、今年度は、ガイドラインの実行性を担保するためのモデル事業であり、次年度以降には実際にガイドラインを使ったうえで、認証の実証に関するモデル事業を行いたく、予算要求をしているところである。こういったところに寄附をすれば安心できるかという寄附側の意見もいただいているので、しっかりと困窮者の方達に届くという信頼性のあるルートを作り上げていく上でも、仕組み作りについては従来の方針に沿って進めていきたい。

- （望月構成員）寄附の税制優遇として、損金算入の制度はあるが、限度額がかなり限定的である。通常の NPO 法人や一般の法人、団体への寄附については、非常にざっくり申し上げて利益の 1%~2% 程度であり、認定 NPO 法人や公益財団であっても利益の 3% 程度である。このような状況で何が起こるかという、損金算入の限度額分だけしか寄附をしない状況が生じてしまう可能性がある。日本における損金算入の限度額は諸外国と比べても限定的であり、一般的な寄附全体に関することのためハードルは高いかもしれないが、財務省とも議論のうえ、中長期的に改善が必要であると考えている。

2 点目は、廃棄予定の食材の寄附について、廃棄をした場合でも廃棄する商品の簿価と廃棄コストについて損金算入できるため、寄附をした場合において商品価格と配送費が損金算入できたとしても、結局同じ金額を損金算入することとなり、損金算入を得るという意味では、寄付の場合は社内ルール作成が必要等一定の手間がかかることを考慮すると、廃棄してしまったほうが簡単であるため、寄附した場合のインセンティブが必要であると感じた。先進的な例として、アメリカでは、廃棄予定の商品の帳簿価格の 15~20%（州によって異なる）がタックスインセンティブとして、その分の税額控除も受けられるというインセンティブがあり、これにより企業も協力的になると思われるため、インセンティブをより考慮することが必要であると考えている。

⇒（事務局）まさにいただいているとおりであり、現金寄附に関しては損金の上限があり、あまり活用されていない状況であるが、寄附を進める上では、財務省との中長期的な議論が必要であると感じている。一方で、これは寄附一般の話であり、簡単にできるものではないと認識している。食品寄附、所謂価値あるものの寄附に関して、損金算入できる話は従前から出ており、タックスインセンティブとして諸外国のようにもう一歩踏み込んでできるかどうかは課題として認識していた。ただし、税制はすぐに動かせるものでもなく、食品寄附に関しては上限なく損金できるため、まずはそこを進めていきたい。そもそも食品ロス概念としては、食べることができるものについては、しっかりと食べられるように仕向けていくものであり、廃棄ではなく寄附をするという流れを作っていくべく、企業への啓発も行っていきたい。

- (米山構成員) 1 点目について、国内の食品寄附が増えない理由としては、配送費がボトルネックになっていると考えている。配送費の負担に関して、本ガイドライン案においては、配送費を寄附企業側と寄附を受ける側のフードバンクで、どちらが負担するかについては、合意書において調整するという旨の記載があるが、個人的にこの点を危惧している。というのも、以前は合意書に記載する必要がない程、企業側が配送費を負担することが当たり前だったが、最近では食品寄附にかかる配送費を中間事業者を求める企業が増えてきている。この背景として、以前は都道府県にフードバンク団体が一つしかないこともあり、企業側では他に選択肢がないため、配送費を負担して寄附してくれていたが、現在は一つの都道府県に沢山のフードバンク団体があり、一つの団体から断られても、取りに来てくれる別の団体を探せば良いという状況になってきている。フードバンク団体としては、受益者からの需要があるため、大変ながらも引き取りにいかなくてはならない状況となっている。企業も意図しているわけではないと思うが、足元を見られているような状況であり、今後フードバンクへの食品寄附が増えれば増えるほど、フードバンク側で負担する配送費も増加していくと考えられる。一方で、寄附企業側では寄附をすることで、配送費も廃棄コストもかからないこととなり、ゼロサムの状態であることからフードバンクの持続可能性を損なうことになり兼ねない。このことが国内の食品寄附の促進を阻害する一つの要因にもなっていると感じているが、フードバンク団体は、寄附を受ける側であり立場が弱く、寄附者側の企業には直接言いづらい現状がある。食品寄附促進の観点から、配送費は企業側に負担いただくことが必要不可欠であると考えており、合意書あるいはガイドラインには、食品寄附にかかる配送費は原則寄附者側が負担するという方向性で記載していただきたい。企業の CSR 活動においては、コストをかけてでも、社会のために貢献していくことが企業の正しい社会貢献の姿だと考えている。

2 点目について、企業との合意書では微修正を重ねることが非常に多くあり、時間がかかる作業だと認識している。農水省のひな型が提示されているが、配送費の負担も含めてステークホルダーで同意した合意書で、修正せず利用できる形にさせていただくことが重要だと考えている。例えば、ガイドラインの中に現場のフードバンク団体の負担がかかることから、できるだけひな型は修正せず合意するのが望ましいといった旨の記載をしていただくだけで、フードバンク団体での調整にかかる負担を減らすことができると考えている。

⇒ (事務局) 立場としてこのようなご意見が出てくることは理解をするが、官民協議会では様々なステークホルダーの皆様から、ご意見を伺ったうえで、食品寄附をいかに進めていくかという前提でガイドラインを進めていく。前提として、今回のガイドラ

インを策定してどこまで食品寄附を大きくしたいかということに関しては、現在、全国のフードバンクが取扱っている約1万トンの食品寄附を政府の推計としては20万トン近くまでに膨らませていきたいと考えている。当然ながら、それに伴いフードバンクの数も増えていくと思われ、個々のフードバンクの体制強化が必要になると考えられる。ステークホルダーが増えていく中で、物流の在り方に関しては、寄附をする側、される側の双方においてそれぞれの事業があることを理解しているが、実態としては双方の合意のもとで、個々で取り決めをしているとのことで、合意書において、原則寄附側が配送費を負担するといった記載は、ガイドラインには馴染まないと考えている。一方で、今回のような意見があることも踏まえ、記載内容の在り方については検討をしていく。

2点目について、合意書は実効性があり、原則これを使えば様々な方々にも活用いただけるようなものにしていきたいと考えている。

- （平野構成員）現在の取組において、34都道府県にコーディネーターを80か所設置し、企業から食料支援を一括で受けた後に、それを配布するモデルを実行している。その中で、食料支援における行政担当者がいないことが問題であると感じている。民間企業の方が寄附の話をしようとしても、一自治体の担当者ではわからないという回答をもらうこともあり、リソースがあっても組み立てることが難しい状況になってしまっている。国の方々には、福祉的な観点、環境的な観点、経済的な観点からもみていただきたい。

2点目について、現在、全国食支援活動協力会ではJANPIAからの支援を受けて食糧支援のプラットフォームを推進する活動を行っており、16地域で食料支援を受けるプラットフォームづくりを行うべく、企業からの寄附食品を各地に配分している。また、都道府県や行政、フードバンク、バックラインとも連携をしており、JANPIA及び民間の多くの団体から冷蔵庫、冷凍庫、倉庫の整備等のハードの整備についても支援していただき、全国に配分を進めている段階である。そういう面では、今回のガイドラインにおいて、民間と連携しながら進めるという発想は大変良いものと感じた。全国地域で行う活動については、一自治体で行うのではなくもう少し広い規模で行い、プラットフォームの支援を行うということで効率化しながら、皆様のニーズを吸い上げていければ良いと感じた。

⇒（事務局）行政側の担当者がいないことについては、基礎自治体のみならず国においても縦割りの状況があるが、政府からは食品寄附を促進するべく、食品アクセスという考え方が農水省で立ち上がっている。食品寄附促進と食品ロス削減、食品アクセス

については様々な施策が絡んでいるなかで、政府としてワンボイスで発信をしていく次第である。これを食の環（わ）として進めていくところであるが、この考え方を基礎自治体においても進めていきたいと考えている。食品寄附には様々な観点が関わってくるがどこの部署に落とせば良いのか、縦割りの間に落ちてしまわないように、食の環（わ）の一環として、呼びかけを政府としてもしっかり行っていきたいと考えている。JANPIA 以外にも様々な取組を紹介いただいたが、プラットフォームづくりに関しても、政府として食品アクセスという切り口のほか、地域における食品寄附の在り方、そこでのプラットフォームの構成についても政府のミッションとして動き出すため、そのあたりも注視していただきたく考えている。

- （芝田構成員）このガイドラインの目的は食品寄附を促進することではあるが、食品寄附をすることで、社会に何をもたらしているかについても明記をしたほうが良いと感じた。フードバンクやフードパントリーで届けられる食品は安心、安全でなければならず、その人の生活や健康に関わってくるものであるため、衛生管理等もしっかりと実施する必要があると考えている。資源提供者の関わりが増えるように、環境省に提案だが、エコ・ファースト企業が多数ある中に物流会社もあることから、その物流会社が参画しやすいような仕組み作りを検討していただきたいと考えている。フードバンクが自ら寄附品を取りに行くケースも企業側が負担して持って行くケースもあるが、現場の状況や事例をみた上で、物流会社にどのような後押しができるかを検討していただきたい。また、フードバンク団体では、受け入れキャパシティが小さいところが多いため、スケールメリットはまだない状況であるが、今後寄附が増大して取扱量が増え、それによってCO₂の削減が望まれるようなことがあれば、J-クレジットやカーボンクレジットの検討もあるかと思い、それがあある意味でインセンティブとして働くと考えられる。また、ガバナンスについて、活動している団体では、法人格をもっているところもあれば、任意団体であるところもあるが、こういった場合でもしっかりとガバナンスを押さえていないと信頼性は担保できず、JANPIA の休眠預金を活用するうえでもコンプライアンスやガバナンス等の規定はみられるため、しっかりやっている団体が増えていく必要がある。ガイドラインとしては、今後目指すべき在り方の姿を示すことが重要であると考えている。

2 点目として、合意書について、現在は書面での取り交わしが多いが、書面だけでなく簡素化させた合意書の取り交わしの手法も考えていく必要があると考えている。フードバンクで受ける食品では一箱だけのものもあり、大口で受けるものに対してはしっかりと合意書や同意書も必要かと思うが、小口のものでは簡素化できるようにした方が良いと感じた。

⇒（事務局）寄附が必要な方に安心、安全な食品が届くというところで社会に寄附をもたらす目的について明示した方が良いという意見については、反映できるように検討をしていく。配送費の観点でも資源提供者は非常に重要なキーパーソンであり、ガイドラインとの紐づけについても対応していきたい。物流の問題では様々なステークホルダーが絡んでくるものであり、ロジスティックに関わる方々が絡んでいただけると資源提供者として非常に大きな強みになるため、優良事例についてはしっかりと調べていきたい。スケールメリットについて、食品を提供する側の企業においてもまだ潜在的な寄附量があると考えており、政府の方針として今後増やしていきたいということを理解いただきたい。そのなかで出てくるスケールメリットについては、環境のほか、経済や福祉の問題等にも関わってくるため、そのあたりも政府としてのメリットを示していきたいと考えている。ガバナンスとコンプライアンスについては、この重要性は我々も認識しており、必要な事項としてガイドラインでも示させていただいている。

2点目の合意書に関しては、実態に配慮して、ガイドラインを検討していきたいと考えている。

- （楯構成員）配送費について、企業側としての意見を申し上げる。フードバンクが増えたことで企業側が寄附先を選べる状態になり、結果として選ばれる側のフードバンクに配送費を負担させているという話があったが、決して足元を見ているわけではない。配送費の上昇、物流に係る人材不足等の課題があるなかで、一方的に配送費を企業側が負担することになると、あらゆるステークホルダーを巻き込んで食品寄附を継続させることは困難になると思われる。ガイドラインの内容については、検討をしていただきたい。

⇒（事務局）先程も述べさせていただいたとおり、官民協議会という場において、しっかりと整理をしていきたいと考えている。

■ 議事(2)「モデル事業の概要について」

- ・ 事務局から、資料2の内容について説明があった。
- ・ 終了時間を超過していたため、構成員からのご意見、ご質問については、後日 Microsoft forms にて受け付けることとなった。

■ 議事(3)「分科会（保険及びDX）での検討状況」

- ・ 事務局から、資料 3 の内容について説明があった。
- ・ 事務局から、資料 4 の内容について説明があった。
- ・ 終了時間を超過していたため、構成員からのご意見、ご質問については、後日 Microsoft forms にて受け付けることとなった。

■ 今後の予定

- ・ 今後の予定について、事務局より以下の説明があった。
 - － 本日の議論については、議事録を作成し、構成員に確認いただいた上で、資料等と併せて HP に掲載させていただく予定である。
 - － 後ほどいただく追加でのご意見等についても、議事録と合わせて掲載予定である。

以上